



# 鳥取県公報

平成16年 6月25日(金)  
号外第97号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例(39)(財政課)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

### 鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

- 1 議員は、収支報告書の写し及び証拠書類の写しを代表監査委員に提出しなければならないこととした。  
(新第8条関係)
- 2 代表監査委員は、1により提出された収支報告書の写し等を、政務調査費の使用の状況を調査するために使用し、当該目的以外の目的のために使用しないものとする。 (新第8条関係)
- 3 代表監査委員は、2による調査を終了したときは、速やかに、その結果を知事に報告しなければならないこととした。(第9条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 鳥取県情報公開条例について、所要の改正を行うこととした。
  - (3) 改正後の内容は、平成16年度に交付される政務調査費から適用することとした。

## 条 例

鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第39号

#### 鳥取県政務調査費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下本則において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下本則において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下本則において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(政務調査費の使途)</p> <p>第4条 議員は、政務調査費を、<u>規則で定める使途基準に従い</u>県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない。</p> <p>(証拠書類の整備等)</p> <p>第7条 議員は、政務調査費を充てた支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「<u>証拠書類</u>」という。）を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の写しの提出)</p> <p>第8条 議員は、<u>第5条第1項の規定により収支報告書を議長に提出した日の翌日から起算して14日以内に、収支報告書の写し及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等の写し」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の3第1項に規定する代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>代表監査委員は、前項の規定により提出された収支報告書等の写しを、政務調査費の使用の状況を調査するために使用するものとする。</u></p> <p>3 <u>代表監査委員は、第1項の規定により提出された収支報告書等の写しを、前項の目的以外の目的のために使用してはならない。</u></p> <p>4 <u>代表監査委員は、第1項の規定により提出された収支報告書等の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。</u></p> <p>(調査結果の報告)</p> <p>第9条 <u>代表監査委員は、前条第2項に規定する調査を終了したときは、速やかに、その結果を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>第10条 略</p>	<p>(政務調査費の使途)</p> <p>第4条 議員は、政務調査費を県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない。</p> <p>(証拠書類の保存)</p> <p>第7条 議員は、<u>第5条第1項の規定により提出した収支報告書の内容を証する書類を整備し、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</u></p> <p>第8条 略</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務) 第9条 略 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 (1)~(7) 略 (8) <u>鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第8条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p>	<p>(開示義務) 第9条 略 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 (1)~(7) 略</p>

(適用)

- 3 改正後の鳥取県政務調査費交付条例及び鳥取県情報公開条例の規定は、平成16年度に交付される政務調査費から適用する。

